

介護サービス事業者等への指導・監督について

1 はじめに

介護保険サービス事業は、各事業所の責任において人員基準・設備基準・運営基準に適合しているか自主点検を日々行い、更に利用者サービスの向上を目指して充実していただくものです。事業運営の向上に努めなければならないことに留意し、事業の目的を達成するために必要な最低限度の基準の適合に満足することなく、自ら事業運営の改善をはかっていただくようお願いいたします。

(1) 職員研修

従業員の資質向上のために、研修の機会を確保してください。特に、身体拘束防止、虐待防止、法令遵守に関する研修は、毎年、実施してください。

(2) 業務管理体制の整備

介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、国、県又は市に届出を行うことが義務付けられています。安城市に業務管理体制の届出が必要な事業者は、地域密着型サービスのみを行う事業者（総合事業は対象外）で、事業所が安城市内のみを所在する事業者です。既に届出を済ませている事業者で、法令遵守責任者の変更など届出内容に変更があった場合は遅延なく届出してください。

(3) 「介護サービス情報公表システム」での公表

介護サービス事業者は、介護サービス情報を愛知県に報告することが義務付けられています。愛知県公式ウェブサイトを参考に、情報公表制度の対象事業者は手続きをし、「介護サービス情報公表システム」により公開してください。

対象事業所

- ア 年間100万円を超える介護報酬の支払いを受けている事業所
- イ 新規指定事業所（基本情報のみ）

(4) 愛知県介護保険指定事業者講習会

愛知県が行う「介護保険指定事業者講習会」の資料も参考にしてください。
(愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのウェブサイト参照)

2 指導の種類

市が行う指導には、集団指導、運営指導（令和4年3月31日付け介護保険最新情報 vol.1061 において「実地指導」から「運営指導」に名称が変更されました。）及び監査があります。

(1) 集団指導

各事業所に対し情報提供等を個別に行うのではなく、全体に対して行うものです。安城市では事業者連絡調整会議が集団指導の位置づけです。集団指導では、指定事務の制度説明、改正された場合の介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進、介護報酬請求に係る過誤・不正請求の観点から介護保険事業の適正化を図るため実

施します。市が所管する事業所については、集団指導に欠席した事業所は指導強化対象事業所としています。

(2) 運営指導

運営指導には、市が単独で事業所に伺うものと、愛知県と合同で伺うものがあります。運営指導は対象となったサービスの指定権者が行うため、県が指定権者のサービスに指導を行う際は、県職員も伺います。

指導対象サービスの指定権者	事業所に伺う職員
県	県職員＋市職員 (指導は県職員が行います。)
県・市 両方	県職員＋市職員 (両者から指導を行います。)
市	市職員のみ

県との合同指導に際しては、県から事前調査（自己点検シート）書類及び改善指示事項に対する改善状況報告について提出を指示されますが、愛知県への提出に加え安城市にも同書類を提出してください。

市のみで実施する指導については、「3 運営指導について」にて説明します。

(3) 監査

人員、設備及び運営基準等が指定基準違反であると認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に行います。

3 運営指導について

本市では、原則として3年に一度は運営指導を行っています。運営指導では、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼として、サービス事業者が法令・通達などに基づき適正な事業運営を実施しているか調査し、また必要な指導を行うことをいいます。

(1) 事前提出書類

市の運営指導に際し、勤務形態一覧表、運営規程等の書類に加え自己点検シートを事前に提出していただきます。実施通知に事前提出書類について記載してあります。

※自己点検シートについては、令和4年度から運用を開始します。

(2) 改善指示事項

運営指導での改善指示事項は、文書で通知する内容は勿論、口頭指導内容も漏らさず改善をはかっていただくようお願いします。

(3) 総合事業の運営指導

総合事業の運営指導については、「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」に基づき実施します。県との合同指導時に同時実施または、市単独実施にて行います。

(4) 留意事項

一度指摘した改善指示事項（文書・口頭とも）について、改善されていない場合は悪質性が疑われると判断することがあります。悪質性、反復継続性等は処分の判断材料のひとつです。

あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、当日通知でもって運営指導を行う場合があります。

(5) 指導の実施状況（令和3年度分）

12事業者 14事業所 20サービス

うち改善報告を求めたい事業所数 11事業所

(6) 主な指導内容（令和3年度分）

区分		指導内容
人員基準	1	従業員の資格証を確認する上で、姓が変わった者については、戸籍抄本等により確認が取れるよう整備すること。
	2	複数の職種を兼務しているものについては、辞令等により兼務関係を明確にすること。
	3	勤務表について、職種ごとに勤務時間数を区分して記載すること。
運営基準	1	運営規程と重要事項説明書の整合性を図ること。
	2	介護職員等の資質の向上のため、研修の機会を確保すること。
	3	重要事項説明書について第三者評価の実施状況を記載すること。
	4	ヒヤリハットの収集に努め、記録を適宜残すこと。
	5	それぞれの利用者について、サービス介護計画等に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。
	6	契約書は本人に署名してもらうこと。

(7) 今後の運営指導について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以前のように実施できておりませんが、緊急事態宣言が発出されていない場合は、感染対策を講じたうえで実施する予定です。

また、実施通知についても、これまでのような1か月前通知では、新型コロナウイルス感染症が収まったタイミングでの指導が行いにくいことから、2週間前通知で行う場合もありますのでご承知おきください。

4 地域密着型サービスの利用について

平成18年に創設された地域密着型サービスは、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えることを目的としています。そのため、本市の地域密着型サービスは、原則、安城市に住民票のある人のみが利用できます。以下に該当する場合は、本市の

地域密着型サービスは利用することができませんのでご注意ください。

(1) 安城市に住民票がない場合。(実際に住んでいるのが安城市であったとしても、住民票を市外に置いたままの場合は利用不可。)

(2) これまで他市町村に住民票を置いていた人が、安城市の地域密着型特定施設やグループホームに直接入居する場合。

なお、市町村によって地域密着型サービスの取扱いが異なる場合もございますので、詳細は担当市町村の介護保険部局へご確認ください。

<説明事項 1 に関する問い合わせ先 高齢福祉課介護保険係 Tel10566-71-2290>